



県道 高畠上飯野線	下新川郡入善町上飯野 1095番から	変更前	最大 8.2 最小 7.4	70.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町上飯野 1095番まで	変更後	最大 9.0 最小 8.9	70.0	
県道 本野三日市線	黒部市三日市字桜枝3102 番2から	変更前	最大 8.2 最小 7.7	43.1	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市三日市字桜枝3114 番2まで	変更後	最大 13.5 最小 10.5	43.1	

### 富山県告示第426号

#### 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年12月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高畠上飯野線	下新川郡入善町上飯野1095番から 下新川郡入善町上飯野1095番まで	令和4年12月26日	新川土木 センター 入善土木 事務所

### 富山県告示第427号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示

## 及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和4年12月26日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県南砺市才川七字日尾22、33、39、土生字日尾7、16

## 2 所在が不分明である通知の相手方

山本正一、高倉俊行、川辺政次郎、水口政義

## 3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和4年11月1日農林水産省告示第1749号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和4年3月7日富山県告示第80号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

## 4 森林法第189条による掲示

令和4年11月29日から南砺市役所に掲示した。

## 富山県告示第428号

## 道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和4年12月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	39.78	黒部市立野 304 番 1	黒部市立野 304 番 1	令和4年 11月8日



令和4年12月26日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字後宝1305番、1306番5及び1306番6	同 左	道 路 下 水 道	高岡市川原町2番3号	有限会社酢谷不動産
中新川郡立山町前沢字流			中新川郡上市町若杉3番地3	アルプス農業協同組合

